

京都市告示第161号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年10月29日付けで認可した城山区自治会の区域、事務所所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年6月16日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字周山小字河端1番地から13番地及び小字城山49番地から53番地の区域	京都市右京区京北周山町河端1番地から13番地及び京北周山町城山49番地から53番地の区域

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字周山小字河端9番地の6	京都市右京区京北周山町河端9番地6

3 代表者の住所及び氏名

年度	住所	氏名
17年度	京都市右京区周山町河端3番地24	小倉 芳通
18年度	京都市右京区周山町河端11番地8	築山 孝嘉
19年度	京都市右京区周山町河端11番地14	酒井 優作
20年度	京都市右京区周山町河端3番地8	大中 大介
21年度	京都市右京区周山町城山49番地1	安川 裕司
22年度	京都市右京区周山町河端1番地16	今井 栄治
23年度	京都市右京区周山町河端1番地20	辻野 康史

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)